

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人太陽国際特許事務所 様 あて名 〒160-0022 日本国東京都新宿区新宿4丁目3番17号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 23.10.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17F02852W1		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/028329	国際出願日 (日.月.年) 27.07.2018	優先日 (日.月.年) 29.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C09B67/20(2006.01)i, B41J2/01(2006.01)i, C09B5/62(2006.01)i, C09B57/12(2006.01)i, C09D11/037(2014.01)i, C09D11/322(2014.01)i, C09D17/00(2006.01)i, B41M5/00(2006.01)n			
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 12.10.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 高橋 直子 電話番号 03-3581-1101 内線 3443	4H 4507

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	6	有
	請求項	1-5, 7-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

<文献>

1. JP 2015-193729 A (東洋インキSCホールディングス株式会社) 2015. 11. 05
2. WO 2012/124643 A1 (東洋インキSCホールディングス株式会社) 2012. 09. 20
3. JP 2016-69487 A (富士フイルム株式会社) 2016. 05. 09
4. JP 2012-528229 A (イーストマン コダック カンパニー) 2012. 11. 12
5. JP 7-331146 A (ブラザー工業株式会社) 1995. 12. 19
6. JP 11-269420 A (東洋インキ製造株式会社) 1999. 10. 05

<説明>

- ・請求項1-5、7-12に係る発明は、文献1-5より進歩性を有しない。
- ・請求項13に係る発明は、文献1-6より進歩性を有しない。

文献1-4の各文献に記載のとおり、顔料、水、本願の式1で表される構成単位を有する樹脂を含む顔料組成物は既に広く知られており、文献1-4の各文献には、当該樹脂が更に芳香環を有する構成単位及び酸性基を有する構成単位を有する顔料組成物や、当該顔料組成物を含む水性インクも具体的に記載されている(文献1の特許請求の範囲、【0055】、合成例、文献2の請求の範囲、【0061】、実施例、文献3の特許請求の範囲、【0018】、実施例、合成例(特に、分散剤P-1~P-8、C-4~C-8を用いたもの)、文献4の特許請求の範囲、【0039】、実施例等)。

ここで、文献1-4には、「カルボキシアルキル基を有するフタルイミド化合物」や「カルボキシアルキル基を有するナフトイミド化合物」については記載されない。

しかしながら、文献5には、N置換オキソイソインドール類であるN-フタロイルグリシンを用いることにより、水性インク組成物において、顔料粒子の凝集や沈殿物が抑制できることが開示されていることから(特許請求の範囲、【0021】、【0035】、実施例5、【0047】-【0053】等)、文献1-4記載の水性インクにおいても、N置換オキソイソインドール類であるN-フタロイルグリシン、つまり、カルボキシアルキル基を有するフタルイミド化合物を用いてみることは当業者が容易に想到し得たことである。そうしたことによる効果は格別ではない。

補充欄につづく

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

さらに、文献 1 - 4 には、当該顔料としてペリレン系顔料やペリノン系顔料を用いることが示唆されているから（上記摘記箇所参照）、公知のペリレン系顔料やペリノン系顔料を採用することは当業者が適宜なし得たことであるし、さらなる水性インク特性の向上を図り、当該水性インクに用いようとする顔料に対して、ソルトミリング等の手段で微細化の処理を行うことは当業者が容易になし得たことである（文献 6 の特許請求の範囲、【0008】、【0019】、【0022】 - 【0023】、実施例等）。

・請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された当該発明に関連があると認められる何れの文献にも記載されておらず、かつ、当業者にとって自明なものでもない。よって、請求項 6 に係る発明は、新規性及び進歩性を有する。